

「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（改訂案）」及び
「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（改訂案）」に対する意見公募要領

令和8年4月8日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

政府はこれまで、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）（現行：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律）に基づき、洋上風力の案件形成を進めてきたところです。

令和8年4月1日に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）が施行され、環境大臣による海洋環境等調査に係る規定等が追加されました。

また、同年3月24日には、洋上風力発電設備の周辺を航行する船舶の安全確保と、洋上風力発電設備の案件形成の両立を円滑に進める観点から、案件形成初期段階における風車と航路の離隔距離の確保の考え方について、国土交通省が取りまとめを行いました。

これらの内容を反映した「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」及び「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」の改訂案について、同年3月26日の経済産業省・国土交通省の洋上風力合同会議（※）における審議を経て取りまとめたところです。

ついては、広く国民の皆様からも忌憚のない御意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集いたします。

※「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議

2. 意見公募の対象

- （1）「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（改訂案）」
- （2）「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（改訂案）」

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館4階）

国土交通省港湾局海洋・環境課

（東京都千代田区霞が関 合同庁舎3号館8階）

※可能な限り（1）にて資料を入手いただきますようお願いいたします。

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年4月8日（水）～令和8年5月8日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課風力政策室 パブリックコメント担当

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：hqt-offshorewind-publiccomment@gxb.mlit.go.jp

（電子メールの件名を「〇〇に対する意見」としてください。〇〇には「2. 意見公募の対象」から該当するものを記入してください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。